

有限会社篠田工作所 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるよう、以下の通り行動計画を定める。

1. 計画期間 令和6年12月1日～ 令和11年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業及び休業中の社会保険料免除など関連諸制度の周知、取得促進を図ると共に、それらに必要な相談体制を整備することで、将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 令和6年12月～ 育児介護休業法に関する相談窓口を整備する
- 令和6年12月～ 育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発を実施するとともに、対象従業員に対する本人の希望及び社内制度の個別確認を行う
- 令和6年12月～ 制度に関するリーフレットの作成及び周知

目標2：子の看護休暇について、より柔軟に取得できるよう環境整備を行う。

<対策>

- 令和6年12月～ 育児介護休業法における子の看護休暇について、取得可能日数、対象子の年齢、所得目的において現行制度を上回る措置をとることで、働きながら育児に向き合える両立支援環境を実現できるよう検討・導入を進める。